

トンネル技能者能力評価基準

令和元年12月26日認定

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）に基づき、トンネル技能者の能力評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

1. 能力評価基準の策定主体

一般社団法人 日本トンネル専門工事業協会

2. 能力評価基準を策定する目的

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用して、トンネル技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

- ①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることを通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する
- ②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、トンネル技能者のキャリアパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る
- ③トンネル技能者を雇用する専門工事企業の評価（「専門工事企業の施工能力等の見える化」と連動させることにより、高い技能を有するトンネル技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出すことを目的とする。

3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、トンネル工事に従事する技能者を対象とする。

具体的には、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の大分類「トンネル特殊工」(19) 小分類「トンネル工（特殊作業員）」(01)、大分類「トンネル作業員」(20) 小分類「トンネル工（普通作業員）」(01) 及び大分類「トンネル世話役」(21) 小分類「トンネル工（世話役）」(01) とする。

本基準に基づき能力評価を受けた技能者を、「トンネル技能者」と称する。

4. 能力評価の段階

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は以下のとおりとする。

レベル1：初級技能者（見習いの技能者）

トンネル工事の施工に関する基礎知識を有するとともに、工具・機械等の

安全な使い方を身に付け、上司の指示を受けながら作業の補佐ができる。

レベル2：中堅技能者（一人前の技能者）

トンネル工事の諸作業を工程や工事の流れに沿って正確にでき、一般的な早さ・精度がある。

レベル3：職長として現場に従事できる技能者

必要な資材の発注、手戻りのない段取りの検討、他の技能者に対する適切な作業の指示など、品質管理、工程管理及び安全管理ができる。

レベル4：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録トンネル基幹技能者等）

全体工程の把握・管理を行い、元請管理者と協議し、提案・調整等を行うことができる。また、多くの技能者を統率し、工事を計画通りに遂行することができる。

5. 各レベルの基準設定

各レベルの基準は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長・班長としての就業日数は、建設キャリアアップシステムにおける技能職能のうち大分類「トンネル特殊工」小分類「トンネル工（特殊作業員）」、大分類「トンネル作業員」小分類「トンネル工（普通作業員）」又は大分類「トンネル世話役」小分類「トンネル工（世話役）」に従事した就業日数を評価する。

また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された215日の就業日数を1年と換算して扱うものとする。

保有資格については、建設キャリアアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は、以下のとおりとする。

（1）レベル4の基準

【考え方】

就業日数については登録トンネル基幹技能者講習の受講要件を踏まえ設定。

保有資格については、登録トンネル基幹技能者、優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）受賞者のいずれかと設定する。

職長としての就業日数については、登録トンネル基幹技能者の受講要件を踏まえ設定。

【基準】

①から③までを満たしていること。

① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が2,150日（10年）以上であること。

② 保有資格

ア) 及びイ) までを満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。

- ・登録トンネル基幹技能者（講習修了証の期限が切れている場合は除く）
- ・優秀施工者国土交通大臣顕彰

イ) (2) の②及び(3) の②に定める資格（レベル3 及びレベル2 の基準となっている資格）を保有していること。

③職長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長としての就業日数が645日(3年)以上であること。

(2) レベル3の基準

【考え方】

就業日数については、職長として現場に従事できるようになるまでの日数を設定。

保有資格については、当該レベルにおける必須保有資格を設定。

職長・班長としての就業日数については、当該役職に就任した初年目以降として設定。

【基準】

①から③までを満たしていること。

① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が1,505日(7年)以上であること。

②保有資格

ア) 及びイ) を満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格をいずれも保有していること。

- ・ ずい道等の掘削等作業主任者又はずい道等の覆工作業主任者
- ・ 発破技士又は火薬類取扱保安責任者（甲・乙種）
- ・ 職長・安全衛生責任者教育

イ) (3) の②に定める資格（レベル2の基準となっている資格）を保有していること。

③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長または班長としての就業日数の合計が215日(1年)以上であること。

(3) レベル2の基準

【考え方】

就業日数については、一人前の技能者として現場に従事できるようになるまでの日数を設定。

保有資格については、当該レベルにおける必須保有資格を設定。

【基準】

①から②までを満たしていること。

① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が430日（2年）以上であること。

② 保有資格

以下に掲げる資格をいずれも保有していること。

- ・車両系建設機械（機体重量3t以上の整地・運搬・積込み・掘削用機械）の運転技能講習
- ・小型移動式クレーン（5t未満）の運転技能講習
- ・玉掛け作業技能講習
- ・高所作業車の運転技能講習
- ・車両系建設機械（解体用）の運転技能講習又はコンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育
- ・高所作業車の運転特別教育
- ・特定粉じん作業特別教育
- ・ずい道等の掘削・運搬・覆工等の内作業特別教育

（4）レベル1の基準

【基準】

建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者とする。

各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

6. システム利用開始前の経験の評価

5. の規定にかかわらず、就業日数及び職長・班長としての就業日数については、当面的間、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明により証明された日数も活用する。

具体的な活用方法については、トンネル技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

7. その他

トンネル技能者能力評価実施規程に定める評価実施の開始時期よりも前に、一般財団法人建設業振興基金に対して技能者登録の申請を行った者であって、登録トンネル基幹技能者の資格を有しているために一般財団法人建設業振興基金からゴールドのキャリアアップカードを交付された者については、レベル4の基準を満たしているものとして取り扱う。

【別表】レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が2,150日（10年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●登録トンネル基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 ・レベル2、レベル3の基準に示す保有資格 	職長としての就業日数が645日（3年）以上であること。
レベル3	就業日数が1,505日（7年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ずい道等の掘削等作業主任者又はずい道等の覆工作業主任者 ・発破技士又は火薬類取扱保安責任者（甲・乙種） ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	職長又は班長としての就業日数の合計が215日（1年）以上であること。
レベル2	就業日数が430日（2年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・車両系建設機械（機体重量3t以上の整地・運搬・積込み・掘削用機械）の運転技能講習 ・小型移動式クレーン（5t未満）の運転技能講習 ・玉掛け作業技能講習 ・高所作業車の運転技能講習 ・車両系建設機械（解体用）の運転技能講習又はコンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育 ・高所作業車の運転特別教育 ・特定粉じん作業特別教育 ・ずい道等の掘削・運搬・覆工等の内作業特別教育 	
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可。

レベル3の資格については、掘削作業に従事する者は、ずい道等の掘削等作業主任者、発破技士、火薬類取扱保安責任者、覆工作業に従事する者は、ずい道等の覆工作業主任者を保有すること。